

令和6年度 第3回

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料 No. 1 第2回広島県製鉄業等最低賃金専門部会議事要旨 P. 1

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月17日(木) 9時53分～10時37分		
開始場所	広島合同庁舎号3館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2人 出席 2人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 2 その他		

議 事 要 旨

1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について
 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員からの金額提示に対し改めての金額提示の意向確認を行い、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「基幹労連の299人以下の事業場の賃上げ率のうち、定昇分を除いたものが5.30%であるので、これに当業種の最低賃金1,064円を乗じたプラス56円を提示したい。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「中小企業は利益が出ないという状況がある。一方で、利益が出ないから賃金を上げなくていいか」というと、今はそういう時代ではない。未組織労働者においても、一定程度の賃上げは経営者の責務だと考えざるを得ない。引上げ額の根拠は、今年度の春闘の賃金引上げ妥結状況から、連合広島の300人未満規模の企業の引上率が4.53%であり、経団連の中小企業500人未満が3.92%となっている。これらの平均を取ると4.225%となり、それに当業種の最低賃金1,064円を乗じると44.95となるため、プラス45円を提示したい。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

日 時 10月24日(木) 9時00分～

会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室

主な議題 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について